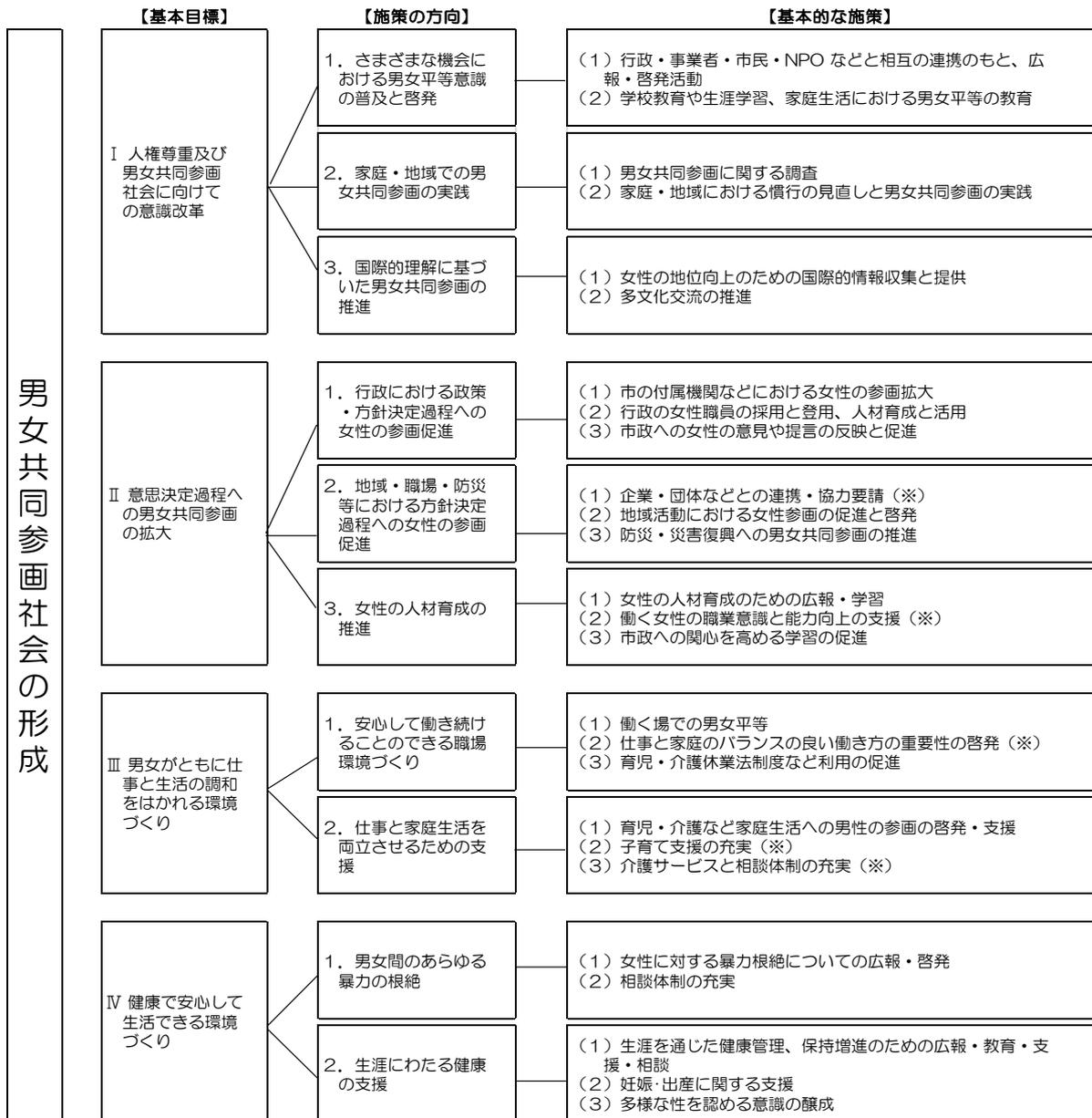


伊達市男女共同参画プラン改定案

○プランの体系○

基本理念

- (1) 個人の人権の尊重
- (2) 男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮
- (3) 政策・方針決定過程への男女共同参画
- (4) 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立
- (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的協調



※印が付いた施策は、女性活躍推進法が定める市町村推進計画と位置づけます。

【基本目標Ⅰ】

人権の尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革

すべての人が性別による差別を受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会づくり

現状と課題

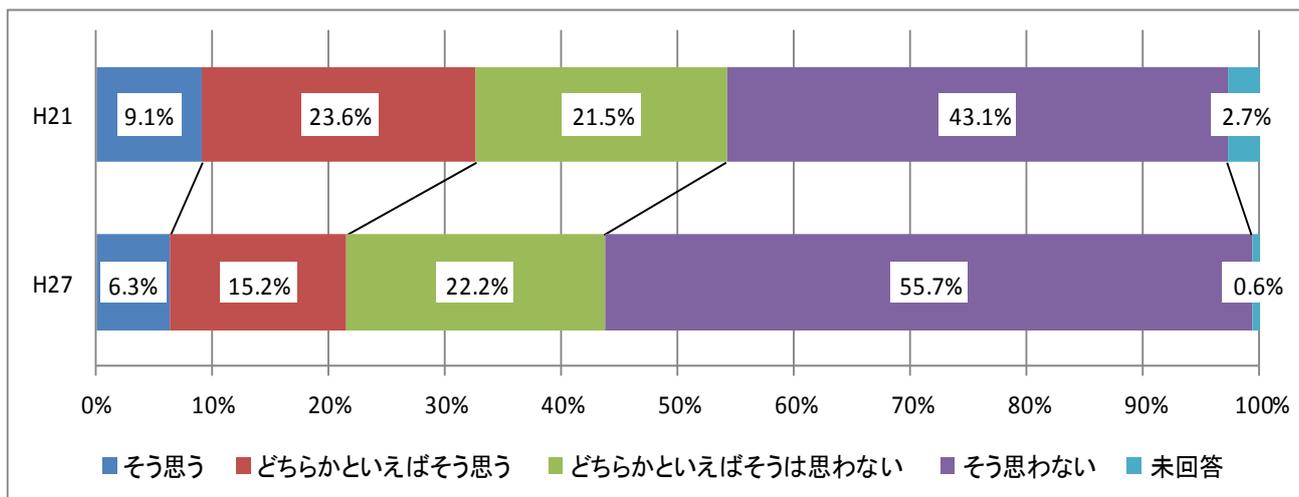
本市では平成 23 年 2 月、伊達市男女共同参画プラン（第 1 次）を策定し、男女が共にその個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、取組を行ってきました。しかしながら、男女共同参画の理念は、徐々に浸透してきているものの、「男は仕事、女は家庭」という、いわゆる固定的性別役割分担意識は、未だあらゆる分野に根強く残っています。このような状況を踏まえ、男女共同参画の更なる推進を決意し、平成 28 年 3 月 17 日「伊達市男女共同参画推進条例」を制定し、施行しました。

平成 27 年度に実施した市民アンケート（平成 27 年 7 月実施）の結果を見ると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について、「そうは思わない」と回答した人と「どちらかといえばそうは思わない」と回答した人の合計は 77.9%で、前回調査（平成 21 年 11 月実施）の 64.6%から 13.3%も増加しました。反面、「各分野における男女平等について」の質問に対して「男女とも平等になっている」と回答した人は、「家庭の中」が（32.9%）、「職場の中」が（25.9%）、「地域社会」が（20.9%）、「政治の場」が（11.4%）に留まっており、逆に「男性の方が優遇されている」と回答した人と「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の合計は、「政治の場」で（70.2%）、「地域社会」で（57.6%）、「家庭の中」で（46.9%）、「職場の中」で（48.1%）となっており、依然として多くの人々が男性優位の社会であると感じているということがわかります。

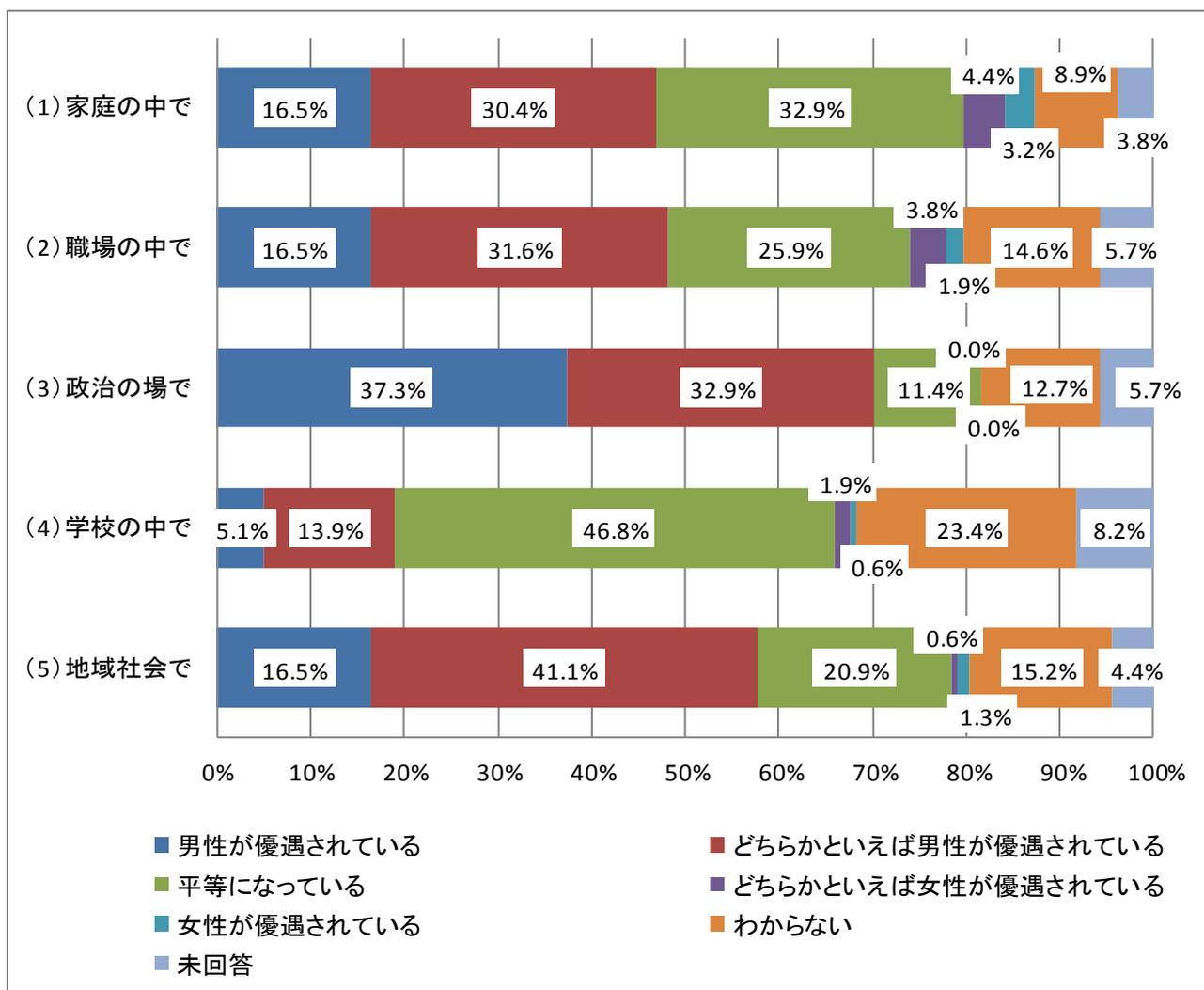
性別による固定的な役割分担意識や不平等は、個人の可能性や生き方の選択を制限し、自分らしく生きることを妨げる原因となります。性別にかかわらず、その個性と能力により多様な生き方を選択できるようにするためには、家庭、学校、地域、職場、その他あらゆる分野において男女共同参画に関する教育・学習を進めるとともに市民に対する広報・啓発活動を、より一層推進する必要があります。

さらに、男女共同参画社会の実現が国際的な共通課題となっている今日において、日本が世界的に見て非常に遅れているという事実を鑑みると、国際的な視点に立って取り組みを進めるということも必要であるということができます。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」の回答（H21 と H27 の結果比較）



「各分野における男女平等について」の回答（H27 の結果）



「施策の方向1」

さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発

男女共同参画の実現を妨げる大きな障がいの一つとなっているのが、人々の意識の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識です。「女性はこうあるべき、男性はこうあるべき」という決め付けは、個人の自由な選択や活動を制約するとともに、次代を担う子どもたちの生き方にも大きな影響を与えることとなります。

男女共同参画社会を実現し老若男女が自分らしく生き活きと生きられるよう、さまざまな機会を利用して男女平等の意識の普及と啓発を図ります。

基本的な施策（1）

行政・事業者・市民・NPO などと相互の連携のもと、広報・啓発活動

行政・事業者・市民・NPO などと連携のもと、さまざまな機会を利用し、男女平等の意識の普及と啓発を図ります。

具体的な事業		内容	担当
①	講演会・講座の開催	・男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。	市民生活部
②	職員研修の実施	・男女共同参画について市職員研修を実施します。	総務部 市民生活部
③	刊行物などの情報発信	・男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。 ・市の広報紙やHPにより情報を提供します。 ・市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。	市民生活部 市長直轄 市長直轄

基本的な施策（２）

学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育

将来を担う子どもたちが成長する過程で、固定的な性別役割分担意識が形成されることがないように、学校教育や生涯学習などあらゆる場面で、男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。

具体的な事業		内容	担当
①	幼稚園、小・中学校における社会的性差（ジェンダー）にとらわれない男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 学校教育全体を通して、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解、協力の重要性や家庭生活の大切さなど、ジェンダーにとらわれない指導の充実を図ります。 	教育部 こども部
②	指導者の研修実施	<ul style="list-style-type: none"> • 小中学校、保育園、幼稚園関係職員の男女共同参画に関する研修を実施します。 	教育部 こども部
③	社会教育などにおける講座開催の支援	<ul style="list-style-type: none"> • 男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催します。 • 各種団体、企業などが開催する研修会などに出向き、男女共同参画の浸透を図ります。 	教育部 市民生活部 市民生活部

「施策の方向2」

家庭・地域での男女共同参画の実践

社会全体において男女共同参画の実践を拡大していくためには、日々の生活の拠点となる家庭・地域での男女共同参画を推進していく必要があります。そのために、今現在の状況を把握するとともに、広報、啓発を図ります。

基本的施策（1）

男女共同参画に関する調査

性別役割分担や性差別についての状況を把握するための調査等を実施します。

	具体的な事業	内容	担当
①	情報の収集	・家庭や地域において、男女がおかれている状況を把握するための調査を実施します。	市民生活部

基本的施策（2）

家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践

家庭や地域において、男女がともに育児や地域活動に参画することを推進します。

	具体的な事業	内容	担当
①	広報、啓発の推進	・広報紙などにより、家庭における男女の役割分担を見直しし、ともに家庭生活を担うことの啓発を図ります。地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。また、具体的な事例についても紹介します。	市長直轄 市民生活部

「施策の方向3」

国際的理解に基づいた男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、国際的な動向を視野に入れて、国際社会と連動しながら進める必要があります。

伊達市においても19か国から約300人の外国人が在住しており、地域で生活していくなかで身近に接することも日常となっています。

多様な文化や価値観への理解を深め、国籍を問わず全ての市民が男女共同参画社会の実現に協力できるよう、国際的な流れや動きなどに関する情報を提供し、また、男女共同参画の視点に立った国際交流等を実施し多文化理解を深めます。

基本的な施策（1）

女性の地位向上のための国際的情報収集と提供

男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどの収集・提供をします。

	具体的な事業	内容	担当
①	国際的な情報収集と広報	・男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。	市民生活部 教育部

基本的な施策（2）

多文化交流の推進

外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して外国人との交流を図ります。

	具体的な事業	内容	担当
①	外国人との交流支援	・外国人との交流の場をつくります。 海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。 ・市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。	市民生活部 市民生活部 教育部

【基本目標Ⅱ】

意思決定過程への男女共同参画の拡大

性別に関わりなくすべての人が社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会づくり

現状と課題

全ての人々が喜びも責任も分かち合う社会を実現するためには、男女が共に対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画できることが基本となります。国においては、指導的地位に占める女性の割合が、30%になるよう目標を掲げています。女性の力をもっと引き出し、活躍の場を提供することが、活力ある社会を維持するための重要な課題となっています。しかしながら、女性の社会進出は進んでいるものの、政策・方針決定の場への参画はまだ十分とは言えません。

本市の政治や行政の場では、市議会議員の女性の割合が 4.2%(H28.4.1 現在)、市の課長級以上の管理職の女性の割合が 13.8%(H28.4.1 現在)、市の審議会等の女性委員の割合が 17.6%(H28.4.1 現在)と、女性の割合がまだまだ少ない現状です。

平成 27 年度市民アンケートの結果をしてみると、職場における状況について、「男女とも平等になっている」と回答した人は 25.9%に留まっており、就業の場においても、女性の職域拡大や企画立案の場への参画促進、管理職への登用などを推進することが必要であることがわかります。

また、地域活動の状況を見てみると、女性の自治会長や町内会長の割合が 2.9%(H28.4.1 現在)と非常に少ないことからわかるように、地域の活動において女性が方針決定などリーダーシップを発揮しているケースは稀ということができません。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえると、防災分野における活動についても男女双方の参画の下で進められなければなりません。

これらのことから、あらゆる分野において積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）を推進していくことが重要であるということがわかります。本市のこれからのまちづくりには、今まで埋もれていた女性の力をいかに引き出していくかが大きな課題であるということがわかります。

伊達市の政治や行政の場における女性の割合（平成 28 年 4 月 1 日現在）

	総数	うち女性数	女性の割合
伊達市議会議員	24 人	1 人	4.2%
伊達市の課長級以上の管理職	72 人	10 人	13.8%

地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性の割合（平成 28 年 4 月 1 日現在）

審議会等総数	うち女性委員のいる審議会等数
22	18

委員総数	うち女性委員数	女性の割合
408 人	72 人	17.6%

自治会長や町内会長における女性の割合（平成 28 年 4 月 1 日現在）

総数	うち女性数	女性の割合
337 人	10 人	2.9%

「施策の方向1」

行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進

男女共同参画社会の形成には、男性と女性が社会の対等な構成員として政策や方針決定の場に参画し、個性と能力を十分に発揮して、共に責任を担っていくことが重要です。その実現のためには、行政が率先して取り組みを進めることが大切です。

具体的には、市の附属機関などにおける女性委員の登用率向上を目指すとともに、女性職員の育成・発掘、積極的な管理職登用を図っていきます。

基本的な施策（1）

市の附属機関などにおける女性の参画拡大

附属機関など（審議会、委員会など）における女性委員登用割合の目標値を当面30%以上とし、女性の参画を推進します。

具体的な事業		内容	担当
①	女性委員の登用促進	<ul style="list-style-type: none">各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。	全庁 全庁

基本的な施策（２）

行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用

市は自ら率先して、女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、各種研修機会の充実を図り、人材の計画的育成に努めます。

具体的な事業		内容	担当
①	市女性職員の採用と能力活用	・市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、すべての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。	総務部
②	市女性職員の能力開発・登用推進	・市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。 ・女性職員の登用を進め、特に女性管理職登用を進めます。	総務部 総務部

基本的な施策（３）

市政への女性の意見や提言の反映と促進

市の政策や方針の意思決定段階において、女性の意見や提言を反映することを推進します。

具体的な事業		内容	担当
①	市政への女性の意見の反映	・市政懇談会や市政モニターなどに女性の意見を反映させるよう広報活動を進めます。	市長直轄

「施策の方向2」

地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画促進

今日、女性は、社会のあらゆる分野においてその構成員として役割を担っています。多様な価値観に立って組織運営を行い、社会全体を活性化させていくためには、女性の視点や意見をしっかりと反映させることが重要と言えます。そのためにも女性の役職等への積極的な登用について、企業や地域の各種団体に対し積極的に啓発を行います。

また東日本大震災の経験から、被災時には、家事・育児・介護等の家庭的責任が女性に集中することや、避難所生活において男女のニーズの違いがみられることなどが明らかとなりました。このような緊急時においても、女性の視点や意見がしっかりと反映されるよう、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立を目指します。

基本的な施策（1）

企業・団体などとの連携・協力要請（女性活躍推進法 市町村推進計画）

企業・団体などと連携し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践などの情報提供、啓発活動を行うとともに協力を要請します。

	具体的な事業	内容	担当
①	企業や団体への啓発	・企業や団体に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、協力の要請をします。実践している団体を紹介します。	市民生活部
②	農村女性の地位向上	・家族経営協定の推進など、農業女性就労者の地位向上を図ります。 ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。	産業部 産業部

基本的な施策（2）

地域活動における女性参画の促進と啓発

地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進します。

	具体的な事業	内容	担当
①	地域における女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。 町内会、自治会、団体、企業、事業所などに対し、女性の参画を進めるよう要請します。 	全庁 市民生活部

基本的な施策（3）

防災・災害復興への男女共同参画の推進

災害時においても男女が互いの人権を尊重し合えるよう、平常時からその基盤づくりを推進します。

	具体的な事業	内容	担当
①	男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定します。また、防災・災害対応時等の会議において、積極的に女性委員を登用し、女性の意見反映を図ります。 地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。 	市民生活部 市民生活部

「施策の方向3」

女性の人材育成の推進

女性が社会のあらゆる分野において方針の立案・決定過程に参画するには、女性自身が意識と能力を高め主体的に活躍できるよう力量を身につけなければなりません。

そのために、女性自身の意識啓発、企業・事業所等への協力要請等を行い、女性の人材育成を支援します。

基本的な施策（1）

女性の人材育成のための広報・学習

女性の人材育成のための広報・学習活動の充実を図ります。

具体的な事業	内容	担当
① 女性の人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none">・女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。・「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。・広報紙やパンフレットで女性の権利に関する法律や制度について啓発します。・女性団体の活動を支援します。	市民生活部 総務部 市民生活部 市長直轄 市民生活部 市民生活部

基本的な施策（2）

働く女性の職業意識と能力向上の支援（女性活躍推進法 市町村推進計画）

女性の能力向上・人材登用のため、企業・事業所に対して、女性の研修などの充実を働きかけます。

具体的な事業	内容	担当
① 女性の研修会参加支援	<ul style="list-style-type: none">・事業所に対し、広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。	市民生活部

基本的な施策（3）

市政への関心を高める学習の促進

女性の人材育成のための広報の充実を図ります。

	具体的な事業	内容	担当
①	広報活動推進事業	・イベントなどを通して、市政への関心を高めます	全庁

【基本目標Ⅲ】

男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり

男女がともに家庭・職場・地域におけるさまざまな活動を自らの選択により実現できるような社会と環境づくり

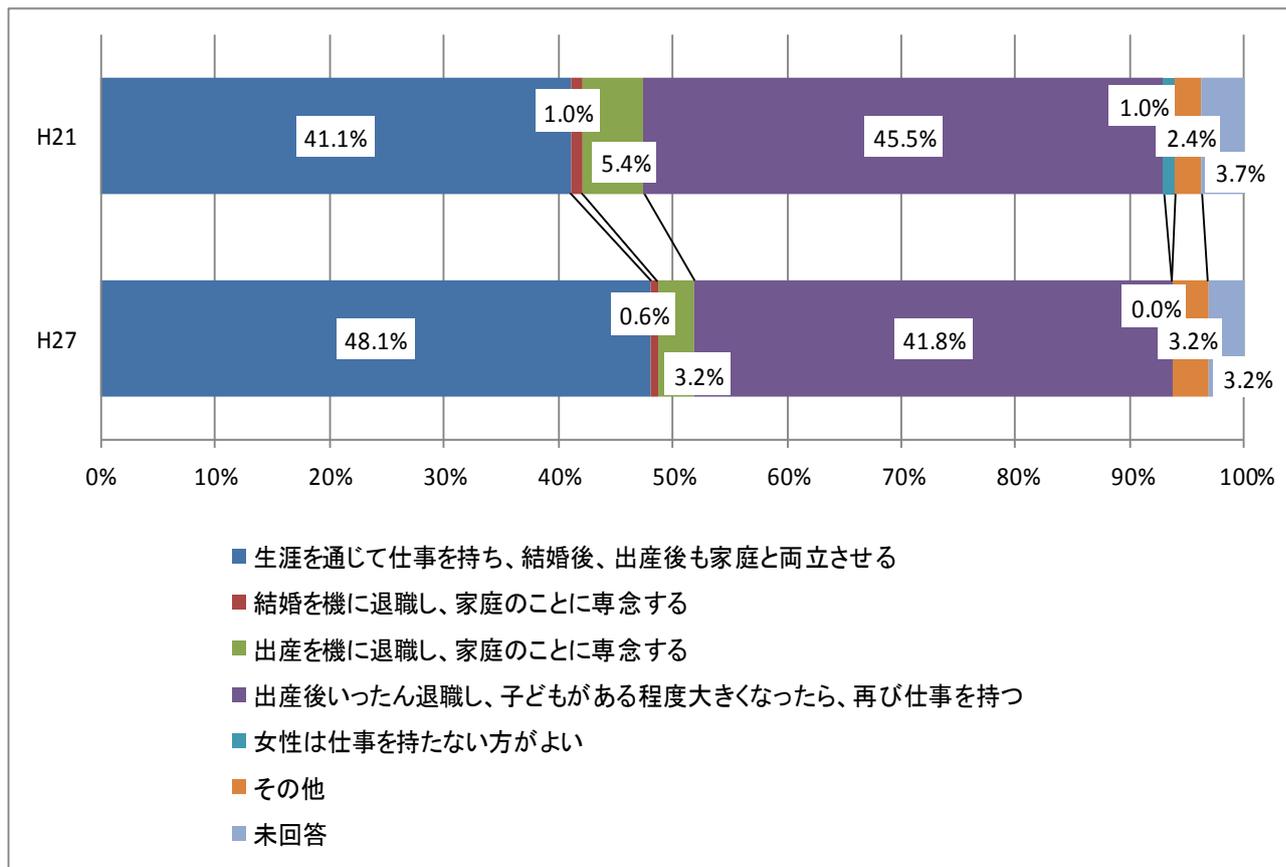
現状と課題

ライフスタイルや価値観の多様化により、仕事だけでなく家庭や趣味、地域活動などの私生活も大事にしたいという考え方が増えてきました。しかしながら、仕事と家事・子育て・介護との両立の困難さや不安定な雇用形態により多くの人が仕事と生活のバランスがとれていない現状があります。特に女性に対しては、「子育てや介護は女性の仕事」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く、仕事を続ける意思がありながら、出産・育児・介護が障害となり、仕事を続けられないというケースが少なくありません。反面、少子高齢化の進展により、人口減少、地域経済の規模縮小、後継者不足といった様々な課題が懸念される中、女性の活躍に一層の期待が寄せられています。

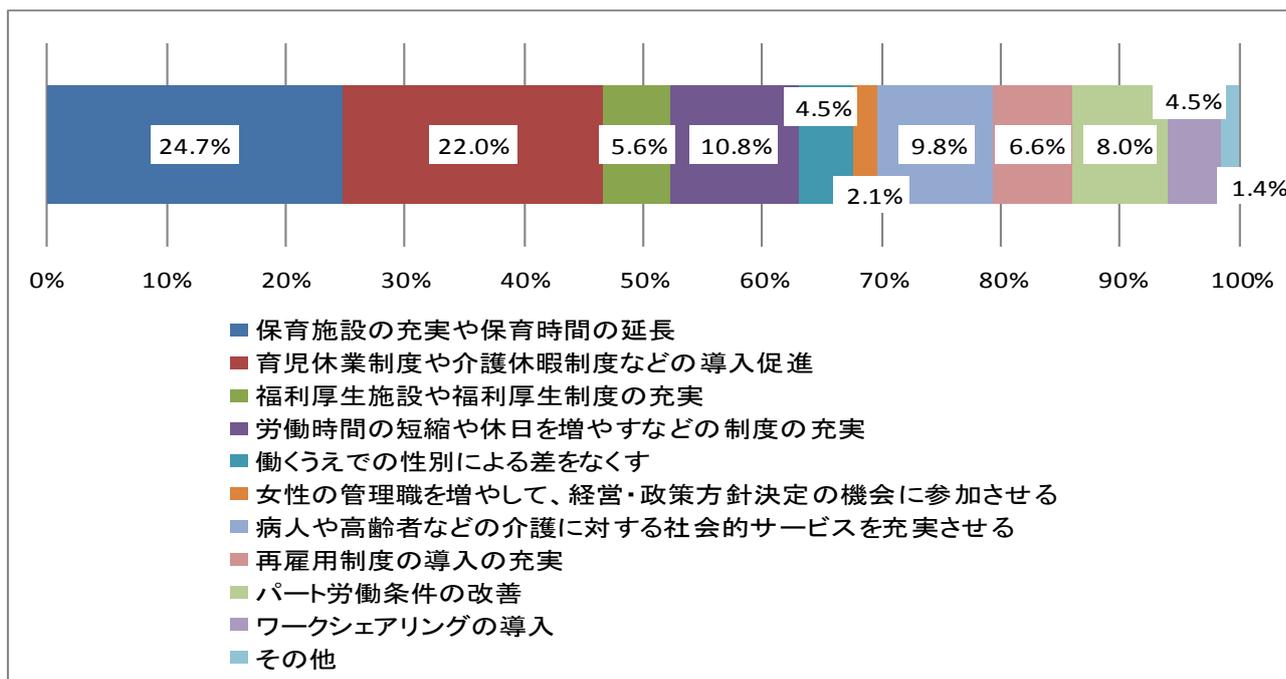
市民アンケートの結果を見てみると、「女性の就労について、どれが望ましいと思うか」という問いに対し「生涯を通じて仕事を持ち、結婚後、出産後も家庭と両立させる」が前回から7.0%増え、今回48.1%となりました。しかしながら、「出産後いったん退職し、子どもがある程度大きくなったら、再び仕事を持つ」が前回から3.7%減ったものの、今回41.8%と依然として高い状態です。女性も生涯働き続けることが理想であるとしつつも、妊娠・出産をきっかけに退職せざるを得ない、産休・育休を取りづらいといった職場環境がまだあるということがうかがえます。また、「女性が働き続けるために必要なことは何だと思えますか」という質問の回答を見てみると、「保育施設の充実や保育時間の延長」が(24.7%)、「育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進」が(22.0%)「病人や高齢者などの世話に対する社会的サービスを充実させる」が(9.8%)となりました。

この結果から、仕事と生活の調和を図るためには、働くための制度を充実させ柔軟な労働環境を整備するとともに、男性に対して家事、子育て、介護等に積極的に参加していくための支援をしていくということが必要であると言えます。

「女性の就労について、どれが望ましいと思うか」の回答（H21 と H27 の結果比較）



「女性が働き続けるために必要なことは何だと思えますか」（H27 の結果）



「施策の方向1」

安心して働き続けることのできる職場環境づくり

人々の意識や価値観の変化に伴い、仕事と生活に対する考え方も多様化してきています。全ての人々が仕事と生活の調和がとれた豊かな人生を送るためには、男女が協力し、そして共に安心して働き続けられる環境を整備することが必要です。

そのために、企業・事業所等に対して男女の均等な機会と待遇の確保を要請し、雇用の場における男女平等の実現を目指します。また、女性のライフステージに応じた多様な働き方や就労を支援するとともに、育児・介護休業法制度の普及と利用促進を図ります。

基本的な施策（1）

働く場での男女平等

雇用や職場での男女平等を推進します。

	具体的な事業	内容	担当
①	職場の男女平等の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令を啓発します。・ 事業所に対して男女雇用機会均等法など法令の周知を要請します。	市長直轄 産業部 産業部

基本的な施策（２）

仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発（女性活躍推進法 市町村推進計画）

仕事と家庭生活を両立しやすいバランスの良い就労形態について事業者などへの啓発に努めます。

具体的な事業		内容	担当
①	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて男性の働き方を見直すための啓発活動を推進し、男女がともに家庭責任を担うための学習会を開催します。 就労における、男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和を進めます。 	産業部 産業部 市民生活部

基本的な施策（３）

育児・介護休業法制度など利用の促進

育児・介護休業を取りやすい職場づくりなど、子育て・介護家庭に配慮した就労環境づくりに努めます。

具体的な事業		内容	担当
①	育児、介護休業制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 育児、介護休業制度などについて広報紙などでお知らせします。 事業所に対し、男性が育児、介護休業制度を利用しやすい環境整備を行うよう要請します。 市職員が、男女がともに育児・介護のための制度が利用できるよう支援します。 	市長直轄 産業部 市民生活部 総務部

「施策の方向2」

仕事と家庭生活を両立するための支援

子育てや介護については、女性に負担が多くかかる傾向があります。仕事と家庭生活の両立を実現するためには、仕事と子育てまたは介護との二者択一構造を解消する必要があります。

そのために、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応に取組み、夫婦共働き世帯を支援するとともに、高齢者及び障がい者に対するサービスの充実等を推進し、社会全体で支える介護を目指します。

さらに、男性に対しては、これまでの働き方を見直し、家事や育児・介護、地域活動などへの参加を促進する取組みを進めます。

基本的な施策（1）

育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援

男性が育児・介護などの家庭生活に参画できる環境づくりのための情報提供や支援を図ります。

	具体的な事業	内容	担当
①	男性の家庭生活への参画促進	<ul style="list-style-type: none">・男性の家事、育児、介護の重要性や体験談などについて広報紙で紹介します。・男性の料理教室を企画します。	市民生活部 市長直轄 市民生活部 教育部

基本的な施策（２）

子育て支援の充実（女性活躍推進法 市町村推進計画）

男女がともに子育てに参画できる環境づくりに努めます。

具体的な事業		内容	担当
①	子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てに関する相談、情報提供体制を整備します。 • 乳幼児の健康相談、訪問指導を実施し、育児に不安をもつ母親を支援します。 • 延長保育、一時保育を充実します。妊娠中や出産直後の家庭で育児や家事の援助を行う事業などを充実させます。 	こども部 健康福祉部 こども部

基本的な施策（３）

介護サービスと相談体制の充実（女性活躍推進法 市町村推進計画）

男女がともに協力して介護を担うことができるよう、多様な介護サービスと相談体制の充実を図ります。

具体的な事業		内容	担当
①	介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の充実・在宅介護サービスの充実を図ります。 • 高齢者がさまざまな介護サービスを利用できるよう情報提供します。 • 家族介護者が、介護知識や技術の習得ができる介護教室を開催し、高齢者や介護者が相談できる体制を整備します。 	健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
②	障がい者サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者がさまざまな障がい者サービスを利用できるよう情報提供します。 	健康福祉部

【基本目標Ⅳ】

健康で安心して生活できる環境づくり

男女が生涯を通して健康であり、かつ、女性に対する暴力のない環境づくり

現状と課題

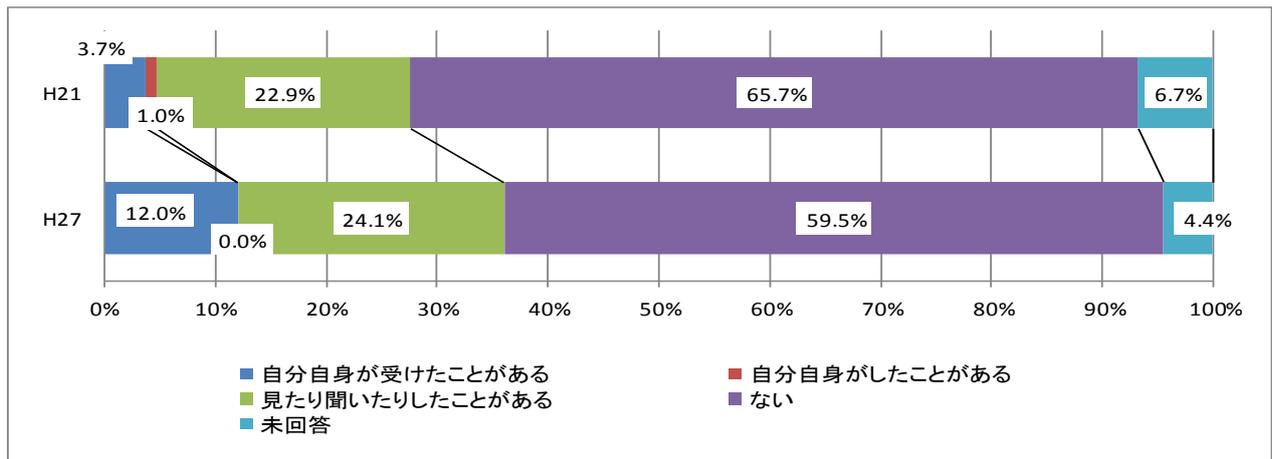
ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ストーカー行為、性犯罪などの人権侵害が社会問題となっておりますが、これらの被害者の多くは女性です。

市民アンケートでは、実際にセクハラやDVについて「受けたことがある」と回答した方は、セクハラが前回 3.7%で今回 12.0%、DVが前回 6.7%で今回 3.2%となりました。また、「見たり聞いたりしたことがある」と回答した人はセクハラが前回 22.9%で今回 24.1%、DVが前回 18.2%で今回 21.5%でした。特に、実際にDV被害を受けた方がどこに相談したかの結果を見ると、友人や知人に相談した方は前回 15%で今回 25%、家族に相談した方は前回 45%で今回 12.5%、公的機関や民間機関に相談した方は前回 15.0%で今回 25.0%、誰にも相談しなかった方が前回 25.0%で今回 37.5%でした。支援体制の充実、相談機関等の周知がまだまだ不十分であることを物語る結果と受け取れるので、暴力の根絶、暴力を許さない環境づくりと併せ、相談体制の充実と相談機関等の周知に関する取組を今後一層の努力をしていく必要があります。

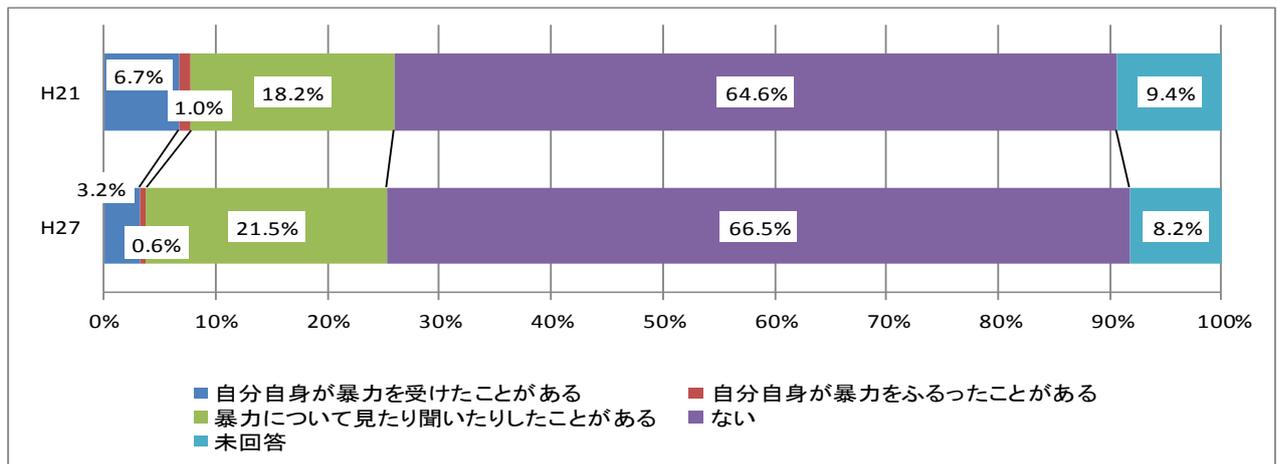
また、男女共同参画の形成には男女がともにいきいきと健康でいることが不可欠です。そのためには健康への意識づくり、妊娠・出産に関する支援、性に関する教育等、生涯にわたる健康支援を行っていくことが重要です。

さらに今、性的少数者への理解と配慮が求められています。すべての人々が自分らしく生きられるよう、多様な行き方を認める意識を醸成していくことも必要であると言えます。

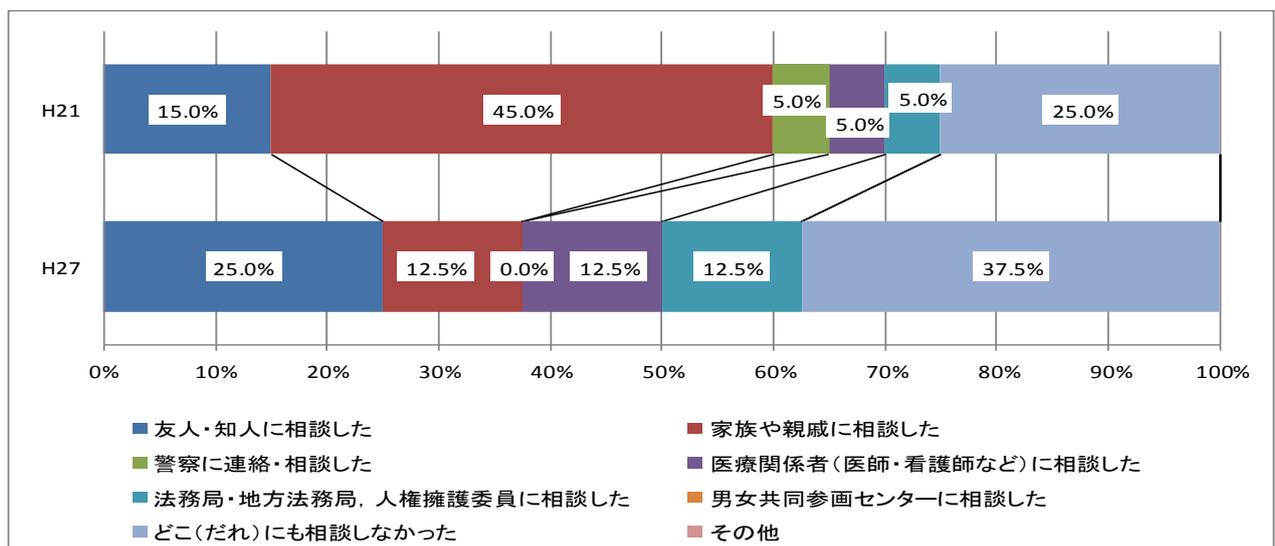
セクハラについて（H21 と H27 の結果比較）



DVについて（H21 と H27 の結果比較）



DV被害を受けた方がどこに相談したか（H21 と H27 の結果比較）



「施策の方向1」

男女間のあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、男女間のあらゆる暴力を予防し根絶するために、様々な機会を通して、啓発活動を実施します。

また、暴力を受けた被害者は相談することに抵抗を感じる場合が多く、問題が潜在化する傾向にあるため、相談制度の広報周知に努めるとともに、相談機能の充実を図り、関係機関と連携し、迅速な保護及び支援に取り組みます。

基本的な施策（1）

女性に対する暴力根絶についての広報・啓発

女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない環境づくりのための啓発に努めます。

具体的な事業		内容	担当
①	暴力根絶の啓発	・暴力を許さない社会環境づくり、特に女性に対する配偶者等からの暴力、セクハラ等についての根絶のための啓発に努めます。	市民生活部

基本的な施策（2）

相談体制の充実

暴力を許さない社会づくりに向けた情報の提供と、被害者のための相談充実や関係機関との連携・協力体制の整備を図ります。

具体的な事業		内容	担当
①	相談体制の充実	・DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。	市民生活部 健康福祉部 こども部

「施策の方向2」

生涯にわたる健康の支援

男女がいきいきと心豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通して心身ともに健康であることが望めます。それには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し互いに思いやるとともに、多様な性を認め合うことが重要です。

そのために、性と生殖に関する正しい知識の習得や、発達段階に応じた適切な性教育の実施及び充実を図ります。特に女性に対しては、妊娠・出産・更年期など各ライフステージにあった支援を行います。

また、すべての人が、自分の健康は自分で守るという自己管理意識を高めるため、健康教室、各種検診、健康相談等を通して病気の予防及び早期発見を推進するとともに、健康的な食生活や運動の習慣を確立し、生涯を通じた健康づくりを支援します。

基本的な施策（1）

生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談

生涯を通じた健康管理、保持増進のため、健康に関する情報の提供、健康教室などによる支援と相談体制の整備を図ります。

具体的な事業		内容	担当
①	健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none">各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。女性特有の乳がん、子宮がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断。女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。	健康福祉部 健康福祉部
②	指導と相談	<ul style="list-style-type: none">ライフステージにあった健康管理の指導と相談の充実を図ります。	健康福祉部
③	健康づくり	<ul style="list-style-type: none">心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。	健康福祉部 健康福祉部

基本的な施策（２）

妊娠・出産に関する支援

女性の妊娠・出産期に関する健康支援体制の整備を図ります。

	具体的な事業	内容	担当
①	性に関する教育・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。 学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。 	健康福祉部 教育部 健康福祉部 教育部
②	妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> 避妊、不妊、妊娠、出産、更年期障害などに関する相談や情報提供の充実を図ります。 	健康福祉部

基本的な施策（３）

多様な性を認める意識の醸成

性的少数者に対して偏見をもち、差別や排除をすることがないように、正しい理解を深めるために啓発を進めます。

	具体的な事業	内容	担当
①	性的少数者への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者に対する偏見をなくし、多様な性の尊重及び性的少数者への正しい理解を促進するよう支援を行います。 	健康福祉部 教育部 こども部
②	性的少数者へ配慮した保育・教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者が差別や排除されないよう配慮して保育や教育を実施します。 	教育部 こども部